

(略)

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 東京都監査委員 | 清 | 水 | やすこ |
| 同 | 神 | 林 | 茂 |
| 同 | 友 | 渕 | 宗治 |
| 同 | 岩 | 田 | 喜美枝 |
| 同 | 松 | 本 | 正一郎 |

平成 30 年 11 月 28 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、境川金森調節池工事（以下「本件工事」という。）で施工が計画されている調節池は、最も溢水の危険がある箇所より 3 キロメートルも下流に位置し、その間にある遊水地に水が入ったことがなく、効果を期待できないものであり、多額の都民の税金を投入することは不当であるから、都が締結した本件工事契約を即刻解除することを求めているものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、本件工事契約締結の不当性を問題としているかのごとく主張しているが、その核心は、本件工事の対象である調節池の設置そのものが不要であるとし、その当否を争うものであると言える。

治水事業をはじめ、あらゆる行政施策は、その帰結として契約締結その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、原因となる一般行政施策のすべてを住民監査請求の対象とすることが実質的に広く是認されるとなると、法第 242 条第 1 項に

定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に限定される住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。

平成4年11月30日東京高等裁判所で是認された平成3年9月17日水戸地方裁判所判決によれば、「当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになる」と判示している。

本件請求は、本件工事契約の締結について財務会計規律上の違法不当を主張することなく、本件工事の対象である調節池の設置という行政施策が不要である等とするのみであり、実質的には当該行政施策に対する異議であると認められ、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない。

なお、請求人は、本件工事契約を即刻解除すべきである旨主張するが、最高裁平成25年3月21日判決によれば、「普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとはいえず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはない」と判示されている。

また、中小河川における都の治水対策の基本的な進め方を定めた「中小河川における

都の整備方針」(平成24年11月)に基づく「境川水系河川整備計画」(平成27年4月)では、神奈川県管理下にある下流の整備が時間を要していることを踏まえ、河道整備に先行して洪水調節施設の整備を実施し、早期の治水安全度向上を図ることとしており、本件工事で施工が計画されている境川金森調節池は、この計画に基づくものであることが認められる。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。